



水戸市は創業するあなたを応援します

水戸市創業支援利子補給金



水戸市では、新産業、新事業の創出を促進し、市内産業の活性化を図ることを目的として、創業のために必要な資金の融資を利用した方に対し利子補給を行い、創業時の資金繰りを支援します。



補給率

1%分



補給期間

3年間

対象になる創業融資

- 茨城県創業支援融資
- 茨城県女性・若者・障害者創業支援融資
- 日本政策金融公庫創業融資（国民生活事業）
- 水戸市と協定を締結した金融機関が行う創業融資



補給対象者

次の(1)～(3)の要件を満たす必要があります

(1) 以下の①～③いずれかの条件に合致する方

- ① 事業を営んでいない個人(市内に住所を有する方)が新たに市内で事業を開始すること
- ② 事業を営んでいない個人が新たに会社を市内に設立し、当該新たに設立された会社が市内で事業を開始すること
- ③ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が市内で事業を開始すること

(2) 平成28年4月1日以後、かつ、創業に係る事業を開始した日から5年以内に、初めて創業融資を受けた方

(3) 市税の未納がない方

補給金交付申請の流れ

1 申請者 事前確認書類の提出

●融資実行後、以下①～④の書類を水戸市商工課までご提出ください。

- ①水戸市創業支援利子補給 事前確認書
- ②金銭消費貸借契約証書の写し
- ③返済予定表の写し
- ④創業支援融資に関する借入実績確認同意書

※ ①・④の様式は、市のHPの創業支援利子補給のページよりダウンロードできます。

(<https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p020493.html>)

※ ②・③について、受けた創業融資によって名称は異なります。

(上記は、茨城県創業支援融資、茨城県女性・若者・障害者創業支援融資の場合です。)

※ ④について、受けた創業融資によって、ご提出いただく様式が異なりますので、商工課までお問い合わせください。

2 水戸市 申請兼請求書類の送付(2月頃)

●上記で提出いただいた確認書類に基づき、申請に必要な書類を郵送いたします。

3 申請者 申請兼請求書類の提出

4 水戸市 融資実行状況確認

5 水戸市 補給金交付決定通知書の送付

お問い合わせ

〒310-8610

水戸市中央1丁目4-1

水戸市 産業経済部 商工課 企業誘致・創業支援室

電話 029-232-9185

F A X 029-232-9232

Email commerce@city.mito.lg.jp